

# 防火・避難



## 耐火建築物の屋根に設ける点検口の取扱い

耐火建築物の屋根に設けられる共同住宅のPS等から屋根に上がるための点検口（ステンレス製600×600×厚さ1.2）については、屋根の耐火構造として定められている「鉄材で補強された網入りガラス」と同等として扱うものとする。

【参考】愛知県建築基準法関係例規集[平成23年版]P91 準耐火建築物（イ準耐）等の屋根に設けるトップライトの取扱い  
建築物の防火避難規定の解説2012（日本建築行政会議）P8 「耐火建築物の屋根に設けるトップライトの取扱い」

（2012.7）

## 耐火建築物における免除区画等の適用

次に掲げる規定の適用において、条文上「……準耐火構造の床若しくは壁又は……防火設備で区画された部分で、その床面積が100m<sup>2</sup>以内……」となっているが、耐火建築物でその規定の適用をする場合、当該間仕切壁は主要構造部である構造上(防火上も含まれる。)重要である間仕切壁に該当すると判断し、耐火構造にする必要がある。

- (1) 排煙設備の免除区画(令第126条の2第1項第一号)
- (2) 排煙設備の同等区画(令第126条の2第1項第五号、平成12年建設省告示第1436号第4号八(3))
- (3) 排煙設備の別棟区画(令第126条の2第2項)
- (4) 内装制限の免除区画(令第129条第1項)

## &lt;考え方&gt;

免除区画等の壁の準耐火構造については、平成5年の木造建築物における準耐火建築物の創設によるものだが、それ以前の簡易耐火建築物として取り扱っていたときには、壁は耐火構造で区画すると規定されていた。そのことから、準耐火構造に緩和されたものではないため、当該間仕切壁を主要構造部とすることにした。

【参考】建築物の防火避難規定の解説2012(日本建築行政会議)P 18「耐火建築物の主要構造部等」  
P135「防火上主要な間仕切壁」

(2012.7)

---

**屋根をポリカーボネート板でふく場合**

---

1．附属建築物のうち自転車置場、平屋建の小規模な物置、受水槽上屋、屎尿浄化槽及び合併浄化槽の上屋、ポンプ室で主要構造部が不燃材料で造られたもの、その他の火災の発生のおそれ著しく少ないものについては、法2条第六号ただし書の「その他これらに類するもの」として取り扱い、本体建築物においては延焼のおそれのある部分を生じないものとすることができる。（「建築物の防火避難規定の解説2012」P3）

この適用にあたっては、当該屋根をポリカーボネート板（旧基準における準難燃材料）でふいた場合は不燃材料とはならないため、本体建築物において延焼のおそれのある部分は生じるものとする。

2．法第61条（防火地域内の構造制限）によるただし書の適用において、上記のように屋根をポリカーボネート板でふいた場合も、「……主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらに類する構造……」に該当するものではない。

<考え方>

屋根をポリカーボネート板でふくことが認められているのは、法第22条及び第63条に規定する場合で、その主旨は他の建築物からの火の粉により燃え広がりをおこさないことである。

上記の取扱いについては、建築物の屋根を含めた主要構造部を不燃材料で造ることが求められているため、屋根は不燃材料にする必要がある。

【参考】建築物の防火避難規定の解説2012(日本建築行政会議)

P3 「附属建築物の取扱い」

P158 「22条区域内における建築物の屋根 建築物の屋根をポリカーボネート板等でふく場合」

P159 「独立した自走式自動車車庫の取扱いについて」

平成元年3月31日法第38条認定(ポリカーボネート板)

(2012.7)

1. 第115条の2の2第1項第三号に規定する「……道に通ずる幅員4m以上の通路その他の空地…」の扱いについて、「準耐火建築物の防火設計指針」の解説によれば、消防隊がはしご等を用いて進入を行うためのものであり、避難上有効なバルコニーが各住戸(1階を含む。)に設置されている場合は、バルコニーの外側ではなく外壁面からの幅員4m以上でよいとされている。

また、バルコニーの突出寸法、駐車スペース、段差、フェンス、植栽等の適用については、次の各号により取り扱うものとする。

- (1) バルコニーの突出寸法は、外壁より1m程度とすること。
- (2) 通路等には、駐車スペース等、救助・消火活動に支障をきたすものは設置しないこと。
- (3) 通路等にある段差、フェンス、植栽等について、救助・消火活動に支障のおそれのあるものについては、所轄消防署と協議すること。

2. 令第115条の2の2第1項第四号イに規定する「各宿泊室等に避難上有効なバルコニーその他これに類するもの……」のバルコニーからの敷地内通路等の扱いについては、原則として例規集に記載されている「避難上有効なバルコニーの取扱い」を準用するものとする。

さらに、敷地内通路等に段差がある場合は、階段、スロープ等を設置し、避難上支障がないようにすること。

【参考】準耐火建築物の防火設計指針(日本建築センター)

非常用昇降機の設置免除の取扱い

令第129条の13の2第三号に規定する「高さ3.1mを超える部分の階数が4以下の主要構造部を耐火構造とした建築物で、当該部分が床面積の合計100㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で...区画されているもの」の扱いで、次に掲げる部分については、100㎡以内ごとの区画の対象としない。

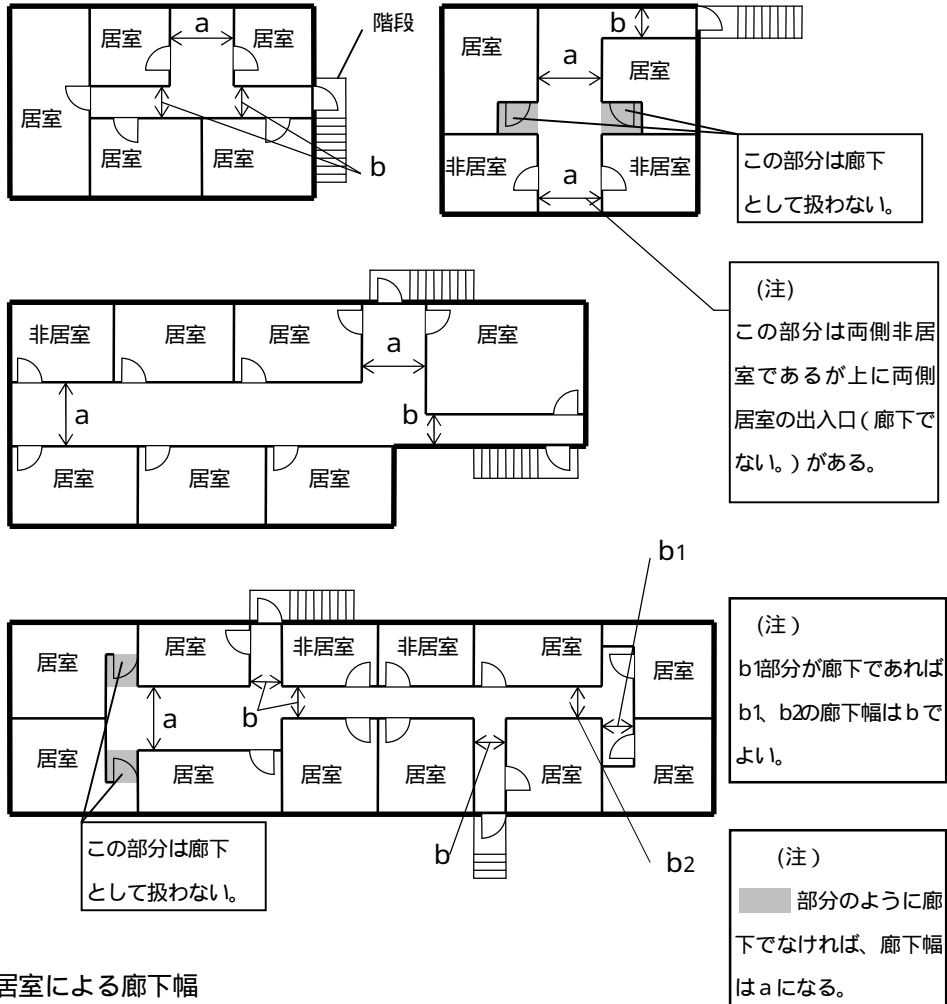
- (1) 階段室の部分、昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降口ビームの部分を含む。）及び廊下その他の避難の用に供する部分で耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの（令第122条第1項に規定する避難階段での適用と同様）
- (2) 屋外避難階段の部分
- (3) 開放性のある廊下の部分（手すり上部が1.1m以上外気に開放し、屋内とは特定防火設備又は防火設備で区画されている場合に限る。）

【参考】愛知県建築基準法関係例規集[平成23年版]P105 避難階段及び特別避難階段の設置免除の取扱い

(2012.7)

廊下幅のとり方

令第119条に規定する廊下の配置による幅のとり方については、下図により扱う。



凡例 a : 両側居室による廊下幅  
b : その他による廊下幅

<考え方>

両側に居室がある廊下とは、両側に居室の出入口があり廊下の末端部分から廊下の交わる部分までの直線間の廊下をいう。

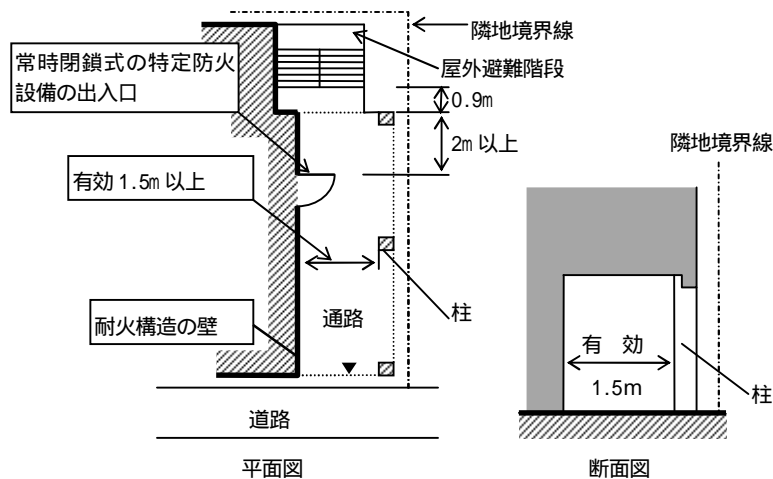
したがって、廊下の幅は両側に居室の出入口があるかどうかで決まり避難経路によって廊下幅が決まるわけではない。



敷地内の通路を屋内に設ける場合の取扱い

令第128条の規定によってその出口から敷地内の通路を設けることになっている。しかし、敷地が狭小で、平面計画や保安等の状況からやむを得ない場合に限り、下記のような要件を基本的な条件として、屋内に通路（通行専用に限る）を設けることができるものとする。

- (1) 通路の有効幅員（柱等がある場合は内法）は1.5m以上とすること。
- (2) 通路から屋外への出口部分にやむを得ず扉を設ける場合にあっては、その扉の有効幅を1.5m以上で内開きでない構造とし、かつ、屋内からは鍵を用いることなくいつでも解錠、開放ができること。
- (3) 通路に面しては、他の屋内からの出入口等の開口部を原則設けない。計画上、出入口を設けざるを得ない場合は、最小限の出入口数とすること。
- (4) 通路部分は他の屋内部分（小規模で居室に該当しない管理人室、便所、郵便ボックスは除く。）と耐火構造の床、壁又は常時閉鎖式の特定防火設備で区画すること。
- (5) 通路部分の壁及び天井の仕上げ（下地を含む。）は、不燃材料とすること。
- (6) 通路部分には、非常用照明装置を設けること。（採光上有効に外気に開放された部分を除く。）



建築物の下部に敷地内通路を設けた例

<考え方>

令第128条の敷地内通路の規定は、建築物の出口から道路などの安全な場所まで、通行及び避難ができるよう、屋外に通路幅員を1.5m以上確保する規定と解釈される。

ところが、都心部の商業地域などで敷地の高度利用が要求される敷地では、隣地境界線に沿って幅員1.5mの空地を設ける計画は困難な場合がある。

そこで、屋外通路と同等に防火避難上の安全性を確保した屋内通路は、やむを得ないとする。

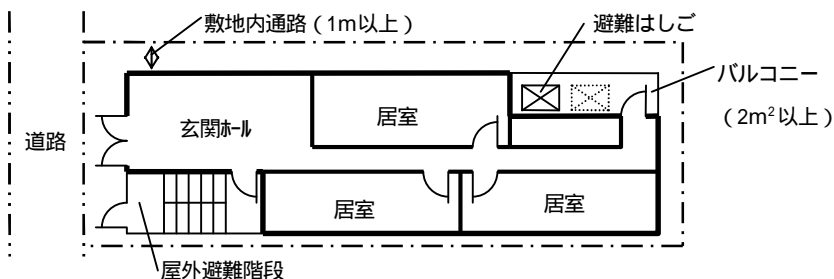
このような建築物内を通過する貫通通路は、日本建築行政会議の解釈の通り、外気に十分開放された計画が望ましいが、それも困難な場合は、上記取扱いによるものとする。

【参考】建築物の防火避難規定の解説 2012（日本建築行政会議）P100

避難上有効なバルコニーの取扱い

1. 令第121条第1項第三号、第六号及び同条第3項に規定する『避難上有効なバルコニーの構造等』については、原則として次の各号に該当するものとする。

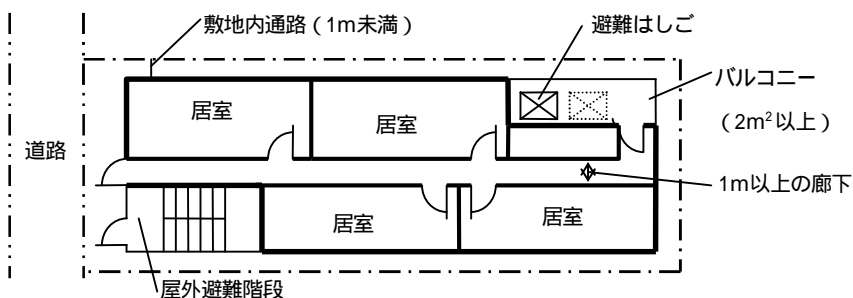
- (1) バルコニーは、直通階段と概ね対称の位置とし、かつ、当該階の居室の各部分から容易に避難できること
- (2) バルコニーは、道又は道に通ずる幅員 1m以上の敷地内の通路その他の空地等に面して設けること
- (3) バルコニーの面積は 2m<sup>2</sup>以上とすること
- (4) バルコニーの開放部分(隣地境界線からの有効距離が 50cm 以上又は建築物からの有効距離が 1m 以上の部分に限る。)の長さは、当該バルコニーの取付部分(周長部分で出入口、壁等に接する一辺の長さの部分をいう。)を除いた周長の 1/2 以上とすること
- (5) バルコニーから地上までの避難は、当該階から固定タラップ、自立式の避難はしごその他これらに類するものとする
- (6) バルコニー、避難階における廊下その他の通路(採光上有効に直接外気に開放された部分を除く。)には、非常用の照明装置を設けること。
- (7) 通路部分に扉等を設ける場合は、その扉等の有効幅 1m以上とし、内開き(引き戸を除く。)としないこと



(8) (2)の敷地内の通路その他の空地等を設けることができない場合は、次のア又はイとすることができる。

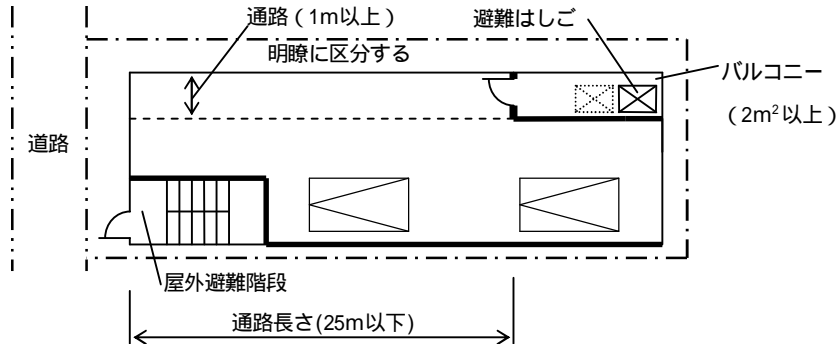
ア 避難階において建築物内を通る場合

バルコニーから道に通ずる幅員 1m以上の廊下その他の通路(耐火構造の床若しくは壁又は常時閉鎖式若しくは煙感連動閉鎖の特定防火設備(防火ダンパー)で区画したものに限る。)を設けること。



イ 駐車場内を通る場合

通路部分の幅員は1 m以上、長さは25m以下とし、駐車スペースとは明瞭に区分すること。  
建築物の外周部には、外気に有効に開放された部分があること。



(注) 駐車場面積が 150m<sup>2</sup> 未満の場合は、イの要件を適用しない。

ただし、通路部分は駐車スペースと明瞭に区分する必要はないが、幅員は1 m以上確保すること。(外周部には外気に有効に開放された部分があることが望ましい。)

なお、建築物内を通るため、通路部分を含む駐車場とその他の部分は、アの要件により区画する必要があります。

(2013.7)

2. 避難上有効なバルコニーの構造については、「建築物の防火避難規定の解説 2012 (日本建築行政会議)」によることもできる。ただし、1. と混用させることはできない。

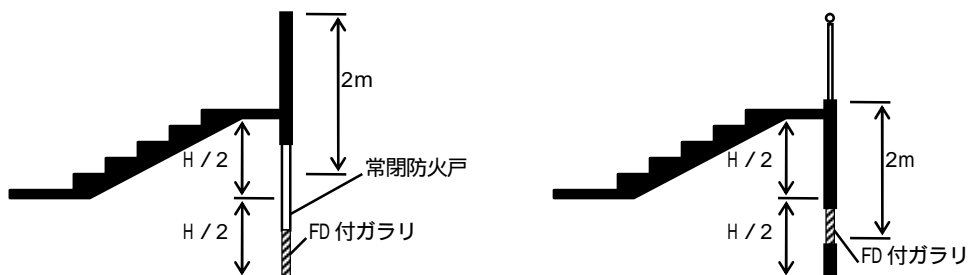
(注) 消防法の規定によって各号の適用が困難な場合には、消防局予防部指導課と調整を行うものとする。

【参考】建築物の防火避難規定の解説 2012 (日本建築行政会議) P47 2) 避難上有効なバルコニー等の構造

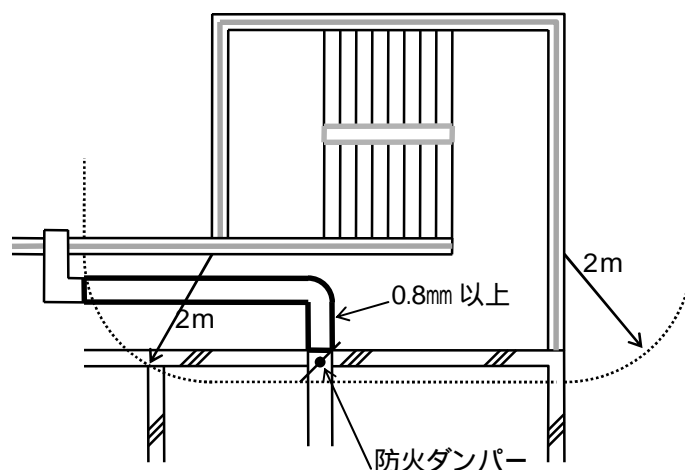
(以下略)

屋外避難階段に接近した換気口等の取扱い

- 1．小規模な機械室、ポンプ室、受水槽室、便所等の外壁又は防火戸に設けられる換気口でその位置が天井高の1/2以下の位置にあり、温度ヒューズによる防火ダンパー（鉄製で鉄板の厚さが0.8mm以上のものに限る。）が設けられていれば、階段から2m未満の距離にあっても認められる。



- 2．換気設備の風道による換気口等については、出入口以外の開口部に該当するため階段から2m未満の距離には設置できない。また、風道が外壁を貫通する場合は、開口部に該当しないが、階段から2m未満の距離にある外部の風道は、厚さ0.8mm以上の鉄板で造り、外壁部分には温度ヒューズによる防火ダンパー（鉄製で鉄板の厚さが0.8mm以上のものに限る。）を設置したものに限り認められる。

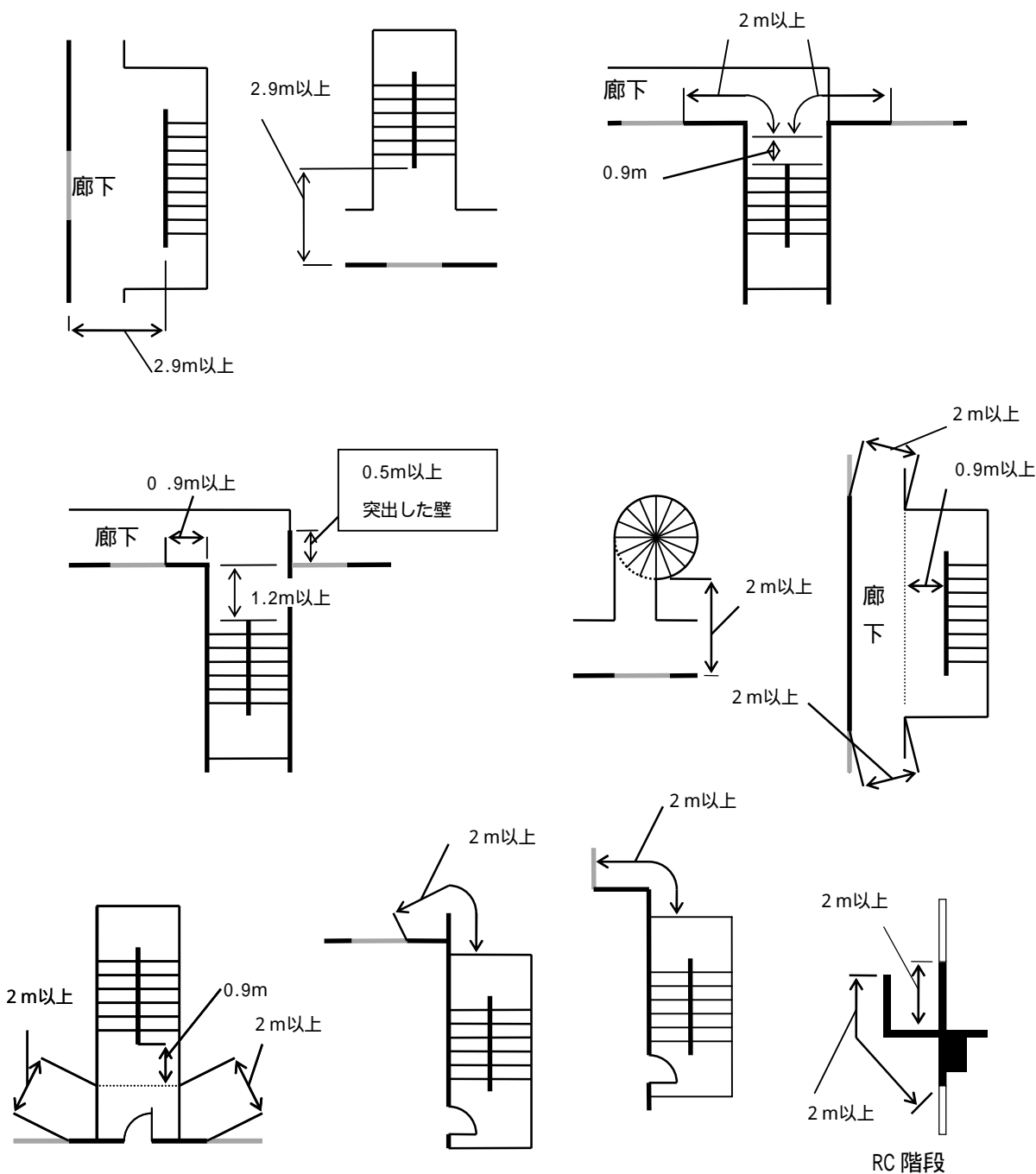


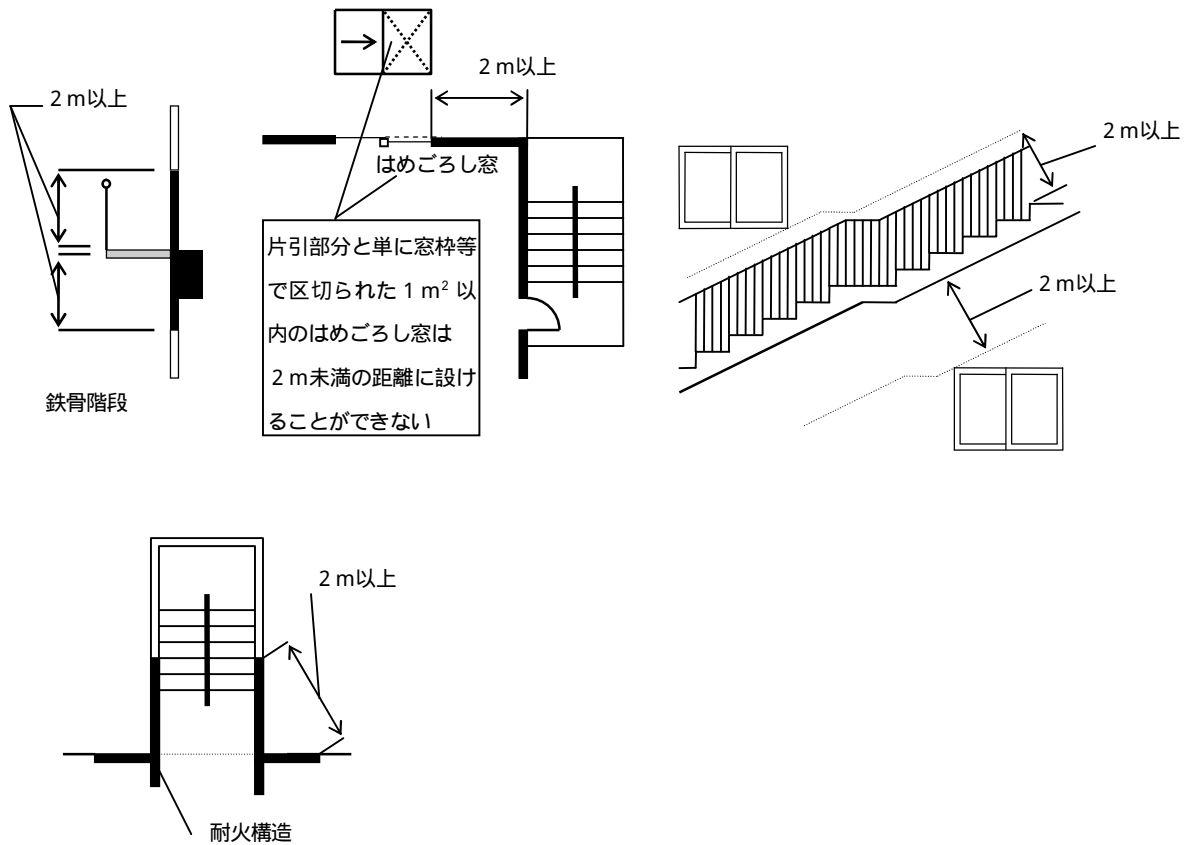
- (注) ガス給湯器の排気口(排気筒)又は給水管・配電管その他の管が外壁を貫通する場合は、外壁とのすき間をモルタル等で埋めてあればよいものとする。

屋外避難階段の開口部の取扱い

令第 123 条第 2 項第一号の規定により、屋外避難階段から 2 m 未満の距離の範囲には、原則として「その階段に通ずる出入口以外の開口部」の設置ができないことになっているが、階段の踊場と開放廊下部分が共用され、階段部分が明確でない場合には、屋外階段の幅や踊場の寸法を考慮して有効 90 c m の位置を階段部分と想定し、その各部分から 2 m 未満の距離の範囲において開口部が制限されるものとする。

以下に各種 2 m の距離の測定方法の例を示す。





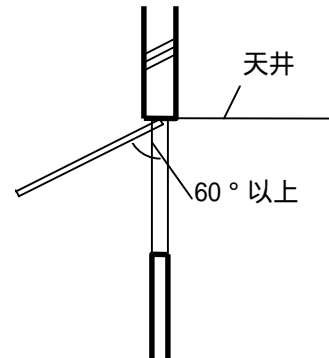
< 考え方 >

階段と認識できる場合は、階段から 2 m とする。階段と他の部分が明確に区分できない場合は、階段部分を 0.9 m としてその部分から 2 m 未満の距離の部分を規制対象部分とする。

【参考】建築物の防火避難規定の解説 2012 (日本建築行政会議) P58 「屋外避難階段から 2m 未満の距離に設けるはめごろし戸の取扱い」

排煙上有効となる排煙口の取扱い

1. 令第116条の2第1項第二号の規定に該当させるために設ける突き出し窓について、その窓の全面積を排煙上有効に開放できる部分とみる場合は、開放角度を60度以上とすること。また、開放方法は、原則として手動開放装置（くさりによる場合を含む。）で行うものとするが、やむを得ずフック棒による場合は、窓の要所ごとにフック棒の位置を定めて置くものとする。



2. 令第126条の3第1項第三号に規定する排煙設備の排煙口として設ける突き出し窓も(1)と同様の開放角度とする。開放方法は、手動開放装置（くさりによる場合を含む。）で行うものとし、フック棒による場合は、窓に固定し、取外しできないものを設けること。

3. 屋外に面する部分に設ける出入口の戸については、ドアチェック（ストッパー付）等の開放状態を保持できる戸についてのみ、令第126条の3第1項第六号の「排煙口には、…開放装置により開放された場合を除き閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸…」による排煙口として取り扱う。

<考え方>

令第126条の3第1項第六号の「排煙口には、…A：開放装置により開放された場合を除き閉鎖状態を保持し、かつ、B：開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造…」に、出入口の戸は、開放状態で保持できるものに限り、Aに該当し、突き出し窓は、煙が通常上にあがることから、60度開放しないとBに該当せず、有効とは認められない。

【参考】建築物の防火避難規定の解説 2012（日本建築行政会議）P79 「排煙上有効な開口部(自然排煙口)の取扱い」

1. 階避難安全検証において、開口部のない耐火構造の壁により区画された場合などの当該階の各部分の扱いについては、「建築物の防火避難規定の解説」によって当該階以外の階も壁で区画した例図で、階避難安全性能を検証すればよいと示されているが、階避難安全検証の適用範囲は階ごとであるため、当該階の壁のみが開口部のない耐火構造であればよいものとする。

2. 令第117条第2項による開口部のない耐火構造の床又は壁により区画されている場合においても、同様に、その区画された部分をそれぞれ別の建築物とみなして、階避難安全性能及び全館避難安全性能を検証すればよいとされている。

この令第117条第2項の区画に換気、冷暖房の設備の風道、給水管、配電管その他の管が貫通した場合の扱いについては、建築物の防火避難規定の解説に記載されている「令第117条第2項の区画を建築設備等が貫通する場合」を準用するものとし、風道の貫通部に近接して吹き出し口がある場合を除き、その講じる措置は、次のようになっている。

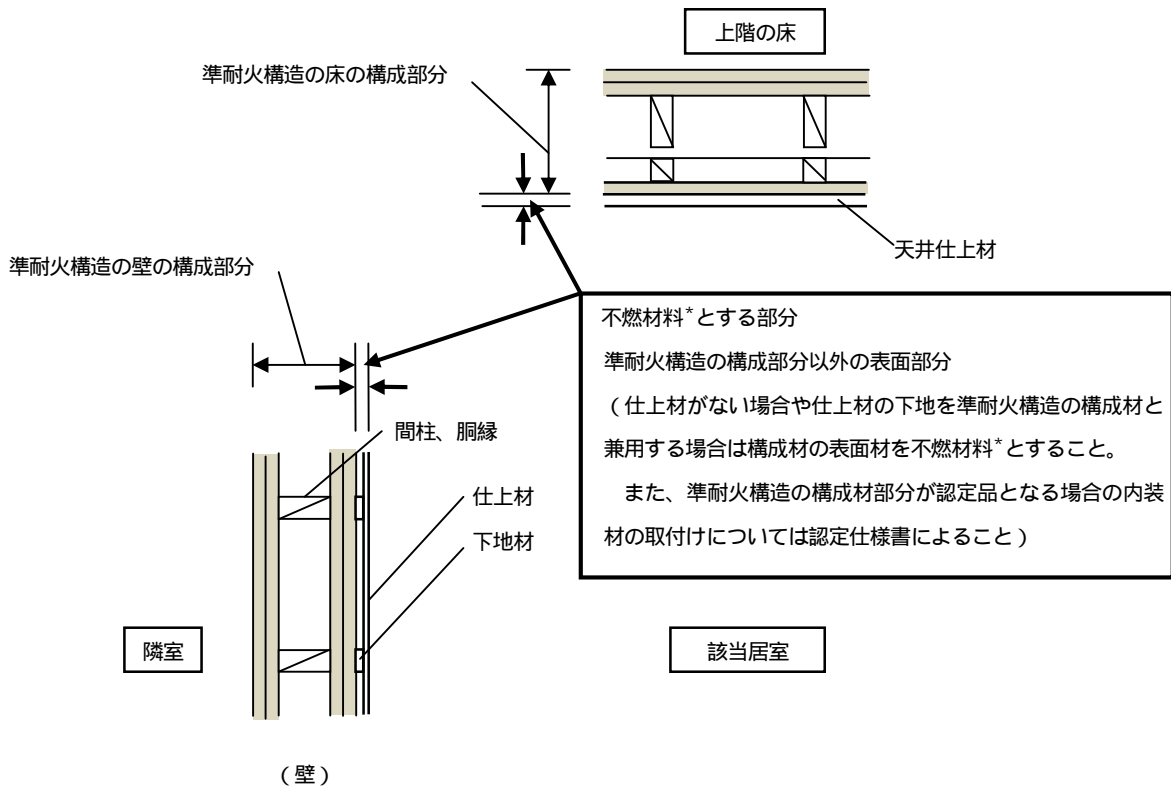
- (1) 風道は、不燃材料で造ることとし、令第112条第16項各号に準ずる構造のダンパーを設けること（昭和49年建告第1579号は適用しない。）
- (2) 管は、令第129条の2の5第1項第七号に準ずるものとし（平成12年建告第1422号の基準を含む。）令第112条第15項の規定に準じてすき間をモルタル等で埋めること。
- (3) ケーブル等については、令第112条第15項の規定に準じて防火上支障のないようにすること。

【参考】 昭和49年12月28日 建告第1579号（風道の貫通部分等にダンパーを設けないと認める場合の指定）  
平成12年5月31日 建告第1422号（貫通する給水管等の外径を定める件）  
建築物の防火避難規定の解説2012（日本建築行政会議）P107 「階ごとの検証範囲」



排煙無窓居室における排煙告示の適用

木造建築物において平成12年告示第1436号第四号八(4)の規定による「居室の床面積100㎡以下で、壁及び天井の仕上げを不燃材料でし、かつ、下地を不燃材料で造ったもの」の適用をする場合は、壁や床が木造による準耐火構造(外壁の防火構造も含む。)であれば、その壁や床の構成部分以外の表面部分(壁及び天井)を不燃材料\*とすれば適用することができる。



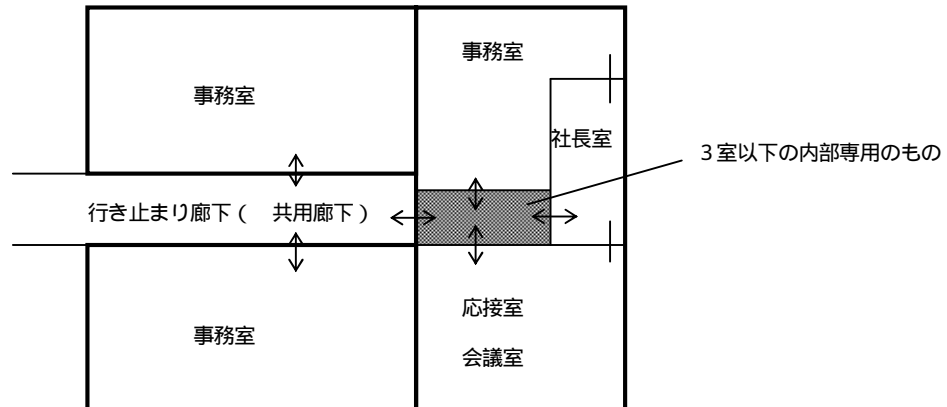
不燃材料\*については原則として、平成21年2月27日国交告第225号第1.1.1.(2)のいずれかに該当するものとする。

- 【参考】 平成12年5月31日 建告第1436号  
(火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分定める件)  
平成21年2月27日国交告第225号  
(準不燃材料とした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件)  
第1.1.1.(2)・・・次の( )～( )までのいずれかに該当するものとする。  
( ) 厚さが12.5mm以上のせっこうボードを張ったもの  
( ) 厚さが5.6mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板又は繊維強化セメント板を2枚以上張ったもの  
( ) 厚さが12mm以上のモルタルを塗ったもの

(2013.7)

廊下幅による3室以下の専用のももの取扱い

3室以下の専用のものについては、建築基準法質疑応答集によると、「行き止まり廊下内廊下等のような局部的な用に供する廊下」とあるため、下図のように3室以下の小規模な居室の集まりで、内部の関係者はその廊下を介して居室間の往来ができる等の内部専用の廊下部分が想定される。よって、内部専用の廊下部分以外は行き止まり廊下と言えども共用廊下と判断がされる。



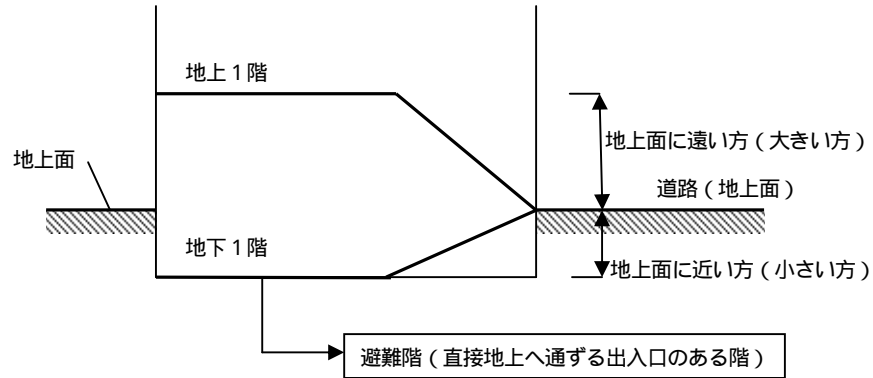
この場合、共用廊下は当該階の居室の床面積の合計が200m<sup>2</sup>(地階にあっては100m<sup>2</sup>)をこえるときは廊下の幅の規制をうける。

【参考】建築基準法質疑応答集

(2012.7)

避難施設等の規定における避難階としての取扱い

下図のような平たんな地上面で、地下1階の階高の中間ぐらゐに出入口がある場合の避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）は、地下1階と地上1階の床で地上面に近い方（高さが小さい方）の階を避難階として取り扱う。



(2012.7)

---

## まきストーブを用いる室の内装制限

---

まきストーブが煙突に接続されていたり、床等にも固定されていれば、その使用が季節的であっても、暖炉等と同様に、原則として内装制限の対象とする。

【参考】建築物の防火避難規定の解説 2012（日本建築行政会議）P112 「電磁誘導加熱式調理器等の内装制限」

（2012.7）

## 木造建築物等における外壁及び軒裏の取扱い

1．次の各号に掲げるものについては、原則として外壁の部分として扱わない。

- (1) 柱
- (2) はり

2．次の各号に掲げるものについては、原則として軒裏の部分として扱わない。ただし、軒裏の個別認定がある場合はその適用条件等を確認すること。

- (1) 母屋（垂木は除く）
- (2) 破風板
- (3) 鼻隠し板
- (4) きり除け庇

<考え方>

柱やはりの部材については、主要構造部上も柱、はり、壁等のように壁（外壁）とは別な部材として位置づけられている。したがって、露出している柱やはりにあっても、壁（外壁）には該当しないため、防火構造にする必要はない。

---

**ソーラーパネルの屋根としての取扱い**

---

法第63条に規定する準防火地域内等における建築物の屋根の構造方法は、建設省告示(不燃材料等)又は大臣認定によるものとなっている。ソーラーパネルを屋根材として設けた場合の適用については、屋根を不燃材料等でふいた上部にソーラーパネルを設ける場合は問題ないが、ソーラーパネルの表面が不燃材料のガラス等であってもソーラーパネル部分は屋根を不燃材料等でふいたことにはならない。

ソーラーパネルは設備機器であり、屋根面に設ける建築材料には該当しないため、ソーラーパネルのガラス等を一体の屋根葺き材として捉え、大臣認定を受ける必要がある。

なお、ソーラーパネルが屋根の準耐火構造の構造方法として、次のような内容で大臣認定を受けているものがある。

・屋根の準耐火構造の認定

(QF030RF-0016 ロックウール充てん/太陽電池パネル・構造用合板上張/強化せっこうボード下張/木製下地屋根)

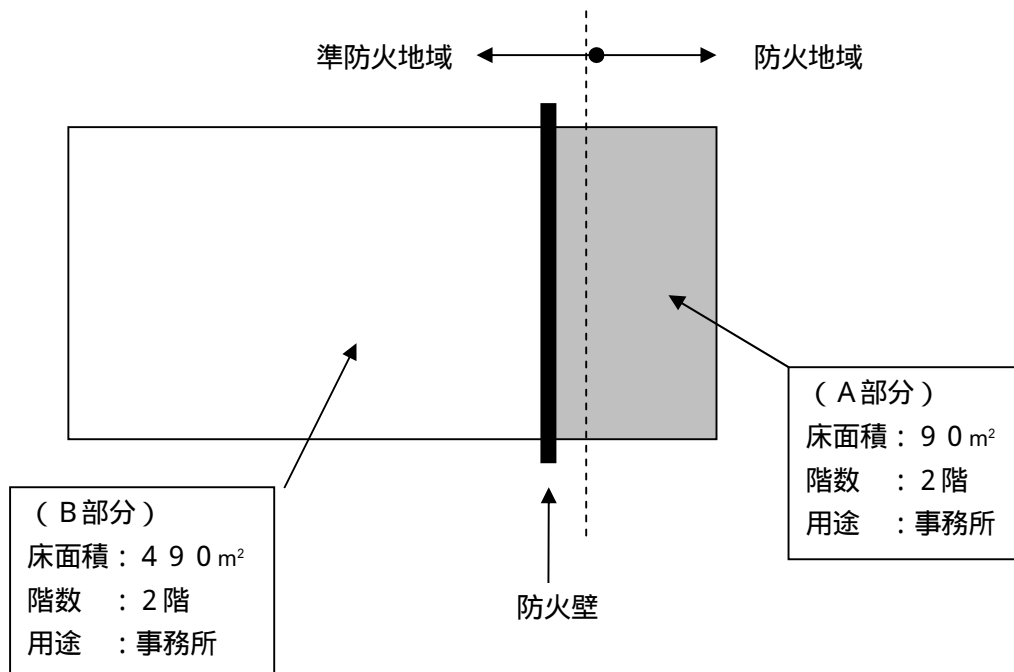
【参考】 平成23年3月25日 国住指第4936号(太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて)  
平成23年9月30日 国交告第1002号(建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する工作物を定める件について)

(2012.7)

防火壁により区画した建築物の構造規定について

建築物が防火地域と準防火地域にわたる場合に、防火地域外において防火壁により区画した場合の建築物の構造規定については、次のとおり取扱うものとする。

下図においては、建築物一棟の規模としては、延べ面積580m<sup>2</sup>、階数2階の建築物であるため、建築物のA部分については、100m<sup>2</sup>を超える建築物が防火地域内にあるものとして耐火建築物の仕様としなければならない。また、建築物のB部分については、2階建てで500m<sup>2</sup>を超える建築物が準防火地域内にあるものとして準耐火建築物の仕様としなくてはならない。



<考え方>

防火壁を設けた場合でも別棟とみなされるわけではないため、建築物全体を一棟として面積及び階数を考慮して構造規定を適用する。建築物が防火地域又は準防火地域と指定のない区域にわたる場合についても、同様の取り扱いとなる。

